講 師 要 件 表

科目	講師の要件	
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		
(1) 福祉用具の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 (以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。) ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高	
(2) 福祉用具専門相談員の 役割と職業倫理	等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員 (非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。) ⑧前記以外の者 でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると 特に認められる者	
2 介護保険制度等に関する基礎知識		
(1) 介護保険制度等の考え 方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介	
(2) 介護サービスにおける 視点	護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査 することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識		
(1) からだとこころの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査 することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	
(2) リハビリテーション	①医師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤大学院等教員 ⑤前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当 に適任であると特に認められる者	
(3) 高齢者の日常生活の理 解	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以	
(4) 介護技術	下「介護機器相談指導員」という。) ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の 者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任である と特に認められる者	
(5) 住環境と住宅改修	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者	

科目	講師の要件
4 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1) 福祉用具の特徴	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士
	⑥福祉用具専門相談員
(2) 福祉用具の活用	機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審
	査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる **
	者
	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉用具
(3) 福祉用具の安全利用と	プランナー研修修了者 ⑤介護機器相談指導員 ⑥大学院等教員
リスクマネジメント	⑦前期以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当
	に適任であると特に認められる者
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習	
(1) 福祉用具の供給の仕組みとサービスの仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士
	⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学
(2) 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画の作成と活用	院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該
	科目の担当に適任であると特に認められる者
6 人権に関する学習	
人権学習	①福岡県が作成する講師団講師名簿の講師 ②前記以外の者でその
	業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認
	められる者

[※] 講師(医師を除く。)は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等をおおむね 5 年以上有すること。